# 令和7年度 茨城県北教育旅行誘致促進支援事業助成金等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人常陸太田市観光物産協会(以下「協会」という)が 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡大子町(以下「県北地域」 という)において、教育旅行の誘致促進による地域活性化を図るため、県北地域外から 県北地域内へ旅行する実施団体等に対し、当該旅行に要する経費の一部について、予算の 範囲内で教育旅行誘致促進支援事業助成金及び協力金(以下「助成金等」という)を交付 することに関し、必要な事項を定めるものとする。

# (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 学校とは、学校教育法第一条に規定する学校をいう。
  - (2) 教育旅行とは、学校が実施する宿泊学習、修学旅行及び青少年育成団体等の行事で児童・生徒・学生が主体となる旅行をいう。
  - (3) 旅行事業者とは、旅行業法に基づき、行政庁の登録を受けて旅行業を営む者をいう。
  - (4) 協力金は、教育旅行の誘致に協力した旅行事業者に対して支払うものとする。

# (助成対象者)

- 第3条 助成金等の交付を受けることができる者は、県北地域外から県北地域内へ旅行する 実施団体と該当団体を取扱う旅行事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
  - (2) 県北地域において、宿泊を伴うものとする。
  - (3) 1回の参加人数が、20人以上の団体旅行とする。
  - (4) 旅行代金が、1人当たり10,000円以上とする。
  - (5) 同一学校においても学年が異なれば、両者をそれぞれに対象とする。

#### (助成対象事業)

- 第4条 助成対象事業は、県北地域を主要な実施場所とし、自然、文化、社会教育施設やスポーツ施設等を活用した体験型教育旅行とする。ただし、次の各号の事業は対象外とする。
  - (1) 主たる目的が大会,イベント及び会議等への参加,並びに単なる合宿等。
  - (2) 公序良俗に反する旅行内容。

#### (助成金等の額)

- 第5条 助成金の額は、民泊体験を伴う旅行は1人当たり5,000円とする。
  - その他の体験型教育旅行は1人当たり2,000円とし、一団体200,000円を上限とする。
  - 2 協力金の額は旅行事業者について、当該旅行への参加者1人当たり1,000円とする。 ただし、民泊体験を伴う旅行は一団体100,000円を上限とし、その他の体験型教育旅行は 一団体50,000円を上限とする。

### (交付申請)

第6条 助成金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、交付を受けようとする旅行を実施する日の2週間前までに、助成金等交付申請書(様式第1号)と、当該様式に定める必要書類を添付し、協会会長へ提出しなければならない。

# (交付決定)

- 第7条 協会会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を 行い、助成対象事業としての認定の可否を決定するものとする。
  - 2 協会会長は、前項の規定により助成金等の認定又は不認定を決定したときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

### (変更及び中止の報告)

- 第8条 前条により交付認定の通知を受けた申請者が、実施内容等を変更又は中止しようとするときは、旅行実施日以前に、変更・中止届(様式第3号)を協会会長へ提出しなければならない。ただし、次の各号の場合を除外する。
  - (1) 助成金等の額及び助成対象経費の減少。
  - (2) 参加予定人数の一部減少。(19人以下は中止届。人数増の場合は変更届が必須)

# (実績報告)

第9条 申請者は、当該旅行が完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日 又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)と当該 様式に定める必要書類(宿泊人数及び利用施設が確認できる証左)を添付し、協会会長 へ提出しなければならない。

# (額の確定及び支払)

第10条 協会会長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類の 審査を行い、適合すると認めるときは助成金等の額を確定し、確定通知書(様式第5号)を 申請者に通知し、助成金等を支払うものとする。

#### (助成金等の返還)

第11条 申請者が、不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付 決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

#### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会会長が別に定めるものとする。